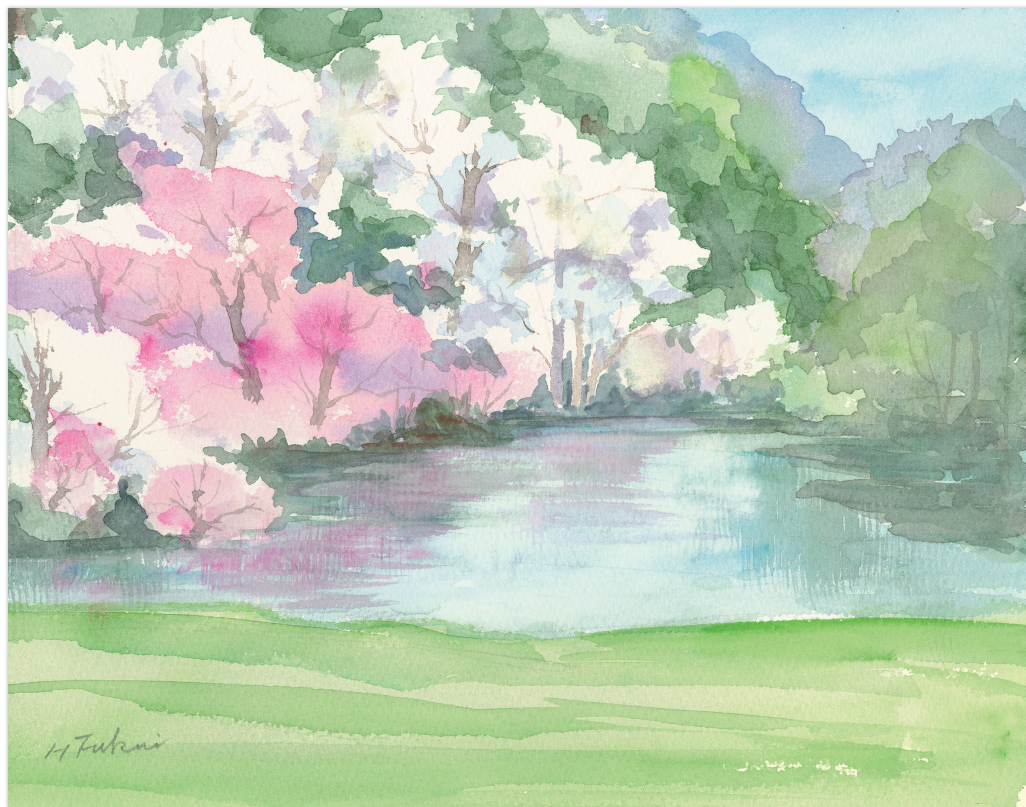


りす俱樂部

2019 年
5 月号
第 271 号



春の道灌濠

先の天皇の傘寿を記念して初めて行われた皇居「乾通り」の一般公開は、桜と紅葉時期の恒例になった。坂下門から乾門まで約 750 メートル。道灌濠に映る桜が艶やかで、平成最後の感慨が深かった。

弁護士 福井大海

連載コラム

暮らしの中の法律 〈第九回〉

弁護士 長谷川範子

「所有者不明土地法」について

今回は、この法律について解説致します。

そもそも、どうして土地の「所有者不明」などということが起こるのでしょうか？

農耕民族である私たちにとつて、これまで土地は生きる糧として欠かせない、先祖から受け継いだ大切な財産であり、また、財産的価値としても、「土地を持っていれば安心」といった感覚が強い大切な資産でした。

しかし近年、少子高齢化、人口減少、地方の過疎化等々により、土地利用のニーズの低下や、都市部への人口移動を背景に、土地に対する所有意識の希薄化等によって、土地に対する意識が随分と変化してきていることが、背景にあるようです。

数年前の、「所有者不明土地の面積が九州の面積より大きい」との新聞報道を、ご記憶の方も多いと思います。あるいはこの報道を見て、「しまった！田舎のあの土地、まだ相続の登記をしないで、お爺さんの名義のままだ！」など、ドキリとした方もいらしたかも知れません。

わが国では現在、そして近い将来、更に激増するであろう、「所有者不明土地」が大きな社会問題となっており、この対策が喫緊の課題と言われています。

この問題に対応するため、平成 30 年 6 月に、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下、「所有者不明土地法」といいます）が成立しています。

田舎の土地を持っていたても、

・誰も使わない

(高齢化や都市部への人口移動により、誰も使う人がいない)

・売ることも貸すこともできない

(過疎地では、その土地を耕す人、住む人がいない)

・管理にお金がかかる

(登記費用や固定資産税、土地の維持管理費用だけは毎年かかる)

このような理由で、相続が発生しても相続登記をせずに放置してしまったり、所有者が転居しても、登記簿に現住所を反映させなかったりするということが、頻繁に起こっているのです。

しかも、売るときや住宅ローンを組む時には、現在の所有者名義になっている必要がありますが、相続登記をしないままでも畑は耕せますし、人に貸すこともでき、罰則もありません。そのため、相続登記をせずに、そのままにしてしまいうケースが多いと考えられます。



私が相続手続きのお手伝いをする際に、相続財産である土地について、「もう田舎の土地は不要なので、自治体に寄付したい」とおっしゃる方も多いのですが、市町村等の自治体に寄付しようと思っても、自治体もすぐに活用できる有効土地以外、管理コストがかさみ、管理責任が生じるという理由からか、寄付を受け付けてくれないのが現状です。

不動産登記簿には、所有者の住所が記載されていますが、その登記簿上で所有者の所在が確認できない割合が20パーセント、さらに、住民票などを遡って探索した結果、最終的に所有者の所在が確認できない土地が、全体の0・41%との結果が出ています(平成28年度地籍調査)。

この数字は、土地の筆数の割合ということですが、日本全国の土地の筆数の0・41%ということは、およそ250筆のうち、1筆は探索しても所有者が確認できない土地であるという、にわかには信じられない事態に陥っていることがよく分かります。

今後、相続が発生するたびに、このような相続登記未了の土地が増えていけば、国内の所有者不明土地は、増加の一途をたどると見込まれています。

土地の所有者が不明となれば、管理が不十分となり、隣地所有者や自治体に多大な迷惑がかかることは明白です。

実際にも所有者が所在不明となり、管理の行き届かない土地上の家屋が廃墟となり、野生動物が棲みついたり、産業廃棄物の不法投棄が横行したり、不審者が仮住まいしたり等、様々な問題が起こっています。

また、そのような土地が増えれば自治体や地域の土地活用を阻害し、地方活性化の支障ともなるでしょう。

あるいは、震災等災害復興の足かせにもなると言われています。

ちなみに法務省が行った、「不動産登記簿における相続登記未了土地調査について」(2017年6月報告)では、最後に登記されたのが50年以上前という土地が、都市部では6・6%であるのに対し、地方では26・6%という結果も出ています。

相続登記の登記費用や手間のほかに、他の法定相続人との遺産分割協議不調により、相続した土地の相続登記をせず、そのまま放置してしまうケースも多いと考えられています。



いずれ解決すると高をくくつていても、手間や費用は変わりませんし（むしろ物価上昇によって、高額になっていく事が多いでしょう）、紛争も時を経て、わだかまりが解決する場合と、そうでない場合があります、一筋縄ではないケースが多いようです。

ここで、「相続登記が未了であっても、法定相続人を調査すれば分かるのではないかな？なぜ所有者不明となってしまうのか？」との疑問を持たれるかもしれません。確かに、戸籍制度の整っている日本では、「通常の場合」戸籍をたどれば法定相続人を確認することができます。しかし、通常でない場合も一定の割合で発生します。

例えば、

- ・多数の法定相続人が存在する場合、調査に時間がかかり、全部の法定相続人に連絡することがまずもって困難であり（二代遡れば法定相続人が数十名にのぼるのが通常です）その全員の意思統一がさらに課題となってしまう場合

- ・住民票住所に居住しておらず、あるいは住民票記載の住所に生活の実態が無く、住民票が職権により消除されてしまっており、所在が不明の場合

- ・海外に移住して所在不明となり、連絡がつかない場合

- ・戸籍が途切れてしまっている場合

（例えば、戦前に樺太から引き揚げてきた方が内地に帰還した際、新たに新戸籍を作った場合など）

行方不明の者がいる場合には、民法の規定により家庭裁判所において不在者財産管理人を選任するとか、失踪宣告により死亡推定をしてもらうなどの手続きがあります。が、これにも手間や費用がかかることから、簡単ではありません。

現在、このような所有者不明土地が存在するため、公共事業がすすめられない等という問題も生じており、所有者不明土地そのものを減らす、あるいは所有者不明土地であっても活用することとを可能とする等のため、所有者不明土地法が制定されたというわけです。



所有者不明土地法の概要は、次のとおりです。

- ①公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有者不明土地の収用手続き）
- ②地域福祉増進事業の創設（所有者不明土地に対する利用権の設定に関するもの）

- ③所有者の探索調査方法の合理化（権利関係情報の利用・提供の合理化に関するもの）
- ④財産管理制度に関する民法の特例（財産管理人の選任を地方公共団体の長などが請求できるとするもの）

- ⑤登記未了の土地に対する相続登記等に関する不動産登記法の特例（相続登記未了のときに対する相続登記等の勧告ができるとするもの）

①公共事業における収用手続きの合理化・円滑化については、国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり、都道府県知事が裁定することができるようになり、審査手続きを省略、権利取得裁決、明渡裁決と二つの裁決があったものを一本化するなど、手続きを合理化することになりました。

所有者不明土地法による合理化された手続の中で、土地所有者等から異議申し出があったときには、手続きは却下され、従来の裁決手続きに従うこととなるよう、手続保障が考えられています。

②地域福祉増進事業の創設については、地域住民等の共同の福祉、又は利便の増進を図るために行われる事業であり、原状回復が可能なものとされています。例えば、道路法の道路、学校、公民館、病院、公園、購買施設等です。

都道府県知事の裁定により、所有者不明土地に対して最長10年間の使用権を設定し、事業実施が可能となります。

事業者は保証金を供託し、原則として使用終了後に土地を原状回復することになりますが、異議が無い場合には使用権の延長が可能とされています。

③所有者の探索調査方法の合理化については、これまで固定資産課税台帳情報など、有益な所有者情報にアクセスすることができず、あるいは地元精通者や近隣住民の關係希薄化により、聞き取り調査等では効果が得られにくくなっていったことから、所有

者の探索が非常に非効率でした。

そこで、地域福祉増進事業や収用事業などの実施準備のため、必要な限度で所有者情報を利用可能とすることになりました。

個人情報扱いに配慮しつつ、土地の有効な活用のために、一定の条件を課して情報提供を許容することとなり、その手続きを定めています。

④財産管理人の選任については、民法の規定では、選任の申し立てが、利害関係人または検察官だけとされていました。

そこで、所有者不明土地につき、適切な管理のため特に必要があると認める時は、国の行政機関の長、または地方公共団体の長が、不在者の財産管理人の選任、または相続財産管理人の選任請求ができることになりました。

⑤登記未了の土地に対する相続登記等の勧告については、登記官が、公共の利益とな



る事業を実施しようとする者の求めに応じ、事業を実施しようとする区域内の土地に30年以上相続登記がされていない土地があるとき、登記名義人となりうる者を探索して、登記名義人となりうる者に対する相続登記等の勧告等を行うものです。

さらにこれらに加えて、平成30年度の税制改正により、相続による土地の所有権の移転登記について、登録免許税の免税措置が設けられ、相続登記を促進することとされました。

具体例で説明すると、

㊦登記名義人Aが死亡後、Bが相続したが相続登記未了のまま死亡し、さらにCが相続した場合、AからBへの移転登記のための登録免許税（本来は土地の価格に対する0・4%の税率）が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間、免税となります。

①市街化区区域外の土地で、市町村の行政目的のため、相続登記の促進を特に図る必要があるものとして、法務大臣が指定する土地のうち、不動産の価格が10万円以下の土地に関する登録免許税が、㊦と同じ期間には免税となります。

これらの免税措置は、長年にわたり相続登記未了であった土地の相続登記の後押しになると思われます。

以上が今回の所有者不明土地法及び、その関連法に関する概説となりますが、今回この問題を研究して、戸籍における死亡届と不動産の登記簿の所有者情報がリンクしていない事が、一つの課題と感じています。

個人情報の問題もありますが、不動産の所有者が死亡したことについて、自治体間で情報共有できる仕組みを作ること、相続人の意識も変わり、相続登記促進が図れることになるのではないのでしょうか。

しかしながら、所有者不明土地問題の根本的な原因の一つは、少子化により人口が減少していくことにあり、これに対する効果的な施策が、本来は急がれるべきであることは間違いありません。

国民が希望をもって不安なく子どもを産み育て、地域社会で土地を有効活用することのできる社会の実現を願ってやみません。



2018~9 写真館



2018年12月21日 北日本支部 忘年会
〈すし波奈 hana・仙台パルコ店〉



2019年4月19日 北日本支部 例会
〈ITAGAKI TBC ハウジング店での昼食会
榴岡公園でのお花見〉
(上・右上・右中・右下)



2019年4月4日 東日本支部 施設見学会 〈センチュリーシティ王子〉



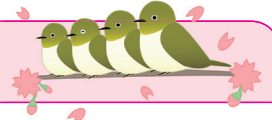
2019年4月25日-26日 西東京ランチ お披露目会



功德院大分本院のサクラとミー子



いす友 おたより 紹介コーナー



4月5日(金) 西日本支部(京都) 喜Shinでの昼食会&原谷苑でのお花見例会にご参加いただいた方からのお便りを紹介します。

久しぶりに参加させていただき、晴天の日に楽しく過ごせました。

原谷苑での散策も、又皆さんと共に色々な話が盛り上がり、思い切つて参加させていただき良かったです(枝垂桜は少し早くて5分咲き…残念でしたね)。

いつも思うことですが、会員の皆さん、日々の生活を前向きに頑張っておられます。不安もあるでしょう。後は「りす」にお任せしましょうと…

有難うございました。

滋賀県 天野喜代美様

今回の例会、会報で知った時から楽しみにしていました。

もともと私は、どこへでも一人で行くことが好きなのですが、昨年、神戸での水彩画展にはじめて参加して、スタッフの方や参加されている方々の雰囲気がとてもよかったです。それ以来、昨年十一月の奈良の時も参加させていただきました。

京町屋レストラン「喜Shin」は、金閣寺の参道から二十mほどの所。趣のある部屋で観た目にもおしゃれな器と料理を、同席した方々との会話を楽しみながら、美味しくいただきました。

桜鑑賞の「原谷苑」は、珍しい個人所有のさくら園。緩やかな起伏のある四千坪ほどの敷地に二十数種類の桜、約二百五十本のほかに、吉野つつじ、馬酔木、石楠花ほかの色々な花が咲いていて、山里での桜の鑑賞の気分を楽しめました。

散策途中、うぐいすの鳴き声が聞こえ、それを聞いた私達数人が「いい鳴き声」と言ったところ、その声が聞こえたかのように、うぐいすは何度も何度も鳴き声を聞かせてくれました。「梅にうぐいす」ならぬ「桜にうぐいす」でした。

今回も、私にとって楽しい一日となりました。この会を企画してくださった、りすシステムの皆様、本当にありがとうございました。



奈良県 K・T様

此の度は、春うららの陽気の中で、花を愛でるひとときを過ごさせて頂きまして、まことにありがとうございました。

うぐいすがさえずり、花咲き集う苑内をそぞろ歩きながら、ゆったりと時間が流れてゆきました。

趣ある京町屋でのお食事で、皆様とお話はずみ楽しゅうございました。

いつも季節にふさわしい企画とご配慮に、心より感謝申し上げます。一筆御礼迄

兵庫県 M・M様

素晴らしいお花見をセッティングして下さい、有難うございました。

杉山代表もご参加下さり、皆様もお元気で活動されているご様子で安心しました。スタッフの方々が元氣だと安心いたします。

美味しいフレンチの後、素晴らしい晴天の中、お花見へ連れて行っていただきましたが、まず目に入るのが吉野つつじや雪柳、レンギョウ、ぼけの花等、多数の色とりどりの花々。

初めて見るミツマタという愛らしい花にも会えました。上を見ればしだれ桜に感嘆。いつもの花見

とは違う花々と桜の共演に嬉しくなりました。

苑の奥へ行くと頭の上で「ホッ、ホッ、ホケキョ」と鳴き声。

おー鶯、やったーと思っていました、今度は「ホーホケキョ」ときれいに鳴いてくれ、上手と拍手しましたが、また「ホッ、ホッ、ホケキョ」そして「ホーホケキョ」を2、3度繰り返し、2羽がいて、母子(?)で鳴き方を教え、教えられているのだと気づきました。その後1羽は別の木へ移って行きました。

直ぐ頭の上、しかも桜の上にいる鶯の鳴き声を聞くと…いつも早く迎えに来てと思っていることなどが頭から離れ、楽しいひと時を持つことができ有難うございました。

兵庫県 S・S様

先日のお花見は大変お世話になりました、ありがとうございます。

初めてのところばかりで、とっても新鮮で楽しい一日になりました。京都も少し離れると、思いのほか静か?で、皆さんとも話らい、のんびりと良いひとときを有難かったです。

奈良県 K・W様

セコム・ホームセキュリティのご案内

日頃から健康や防犯に気を付けていても、突然何が起こるかわかりません。りすシステムが推奨する「セコム・ホームセキュリティ」は、24時間365日休みなく、あなたの「もしもの時」に対処します。救急通報、センサーによる安否見守りサービス・防犯・火災・非常通報等に対応し、電話の応答がない場合はセコム株式会社の緊急対応員がただちに駆けつけます。異常があった場合には119番と同時にりすシステムに連絡が入ります。いのちと暮らしを守るため「セコム・ホームセキュリティ」の設置をお勧めします。



セコム説明会のご案内

東京

【日時】 6月15日(土) 12:30～13:00
16:00～16:30
6月18日(火) 15:00～15:30
7月15日(月) 12:30～13:00
16:00～16:30
7月18日(木) 15:00～15:30

【会場】 NPOりすシステム 北の丸ガラスゲート1F
東京都千代田区九段北1-4-5

【最寄駅】 東京メトロ半蔵門線・東西線・都営新宿線
「九段下」駅(3・5・7番出口) 徒歩5分

【日時】 6月12日(水) 10:00～11:00
7月12日(金) 10:00～11:00

【会場】 りすセンター・新木場 東京都江東区新木場4-6-13

【最寄駅】 東京メトロ有楽町線・JR京葉線・高速りんかい線
「新木場」駅よりバス8分

※新木場駅から送迎の用意があります

※参加希望の方はご連絡ください

名古屋

【日時】 7月10日(水) 14:00～15:00

【会場】 NPOりすシステム中部日本支部

名古屋市中村区名駅3-13-28 名駅セブンスタービル1211

【最寄駅】 JR「名古屋」駅徒歩5分

※参加希望の方はご連絡ください

大阪

【日時】 〈生前契約説明会終了後〉

6月7日(金) 12:00頃～/15:30頃～

7月7日(日) 12:00頃～/15:30頃～

〈談話サロン終了後〉

6月23日(日) 14:15～15:00

【会場】 NPOりすシステム西日本支部

大阪市北区東天満1-10-14 MF南森町2ビル4F

【最寄駅】 地下鉄谷町線/堺筋線「南森町」駅徒歩3分

JR東西線「大阪天満」駅徒歩1分

*生前契約説明会・談話サロン終了後、セコム担当者が機器の操作方法、契約時や月々の費用、工事について等の説明をいたします。参加希望の方はご連絡ください。



急病時などは、ペンダント型の「マイドクター」を握るだけで、救急信号がセコムに伝わります。



室内の人の動きをセンサーで確認。一定時間動きが確認できなければ、異常事態が発生したと判断し、セコムが対応します。



Xperia Hello!
(エクスペリア ハロー)
もう一人家族がいるような安心感で、声でセキュリティの操作もできる、コミュニケーションロボットです。

※別途ご購入頂くものとなります

磯貝 香也子
(いそがいかやこ)
アシスタント

■出身地:
埼玉県川口市
■趣味: ヨガ、旅行
■性格: 明るく
プラス思考

私たちが
担当します!

土屋 美幸 (つちやみゆき)

■出身地: 埼玉県朝霞市
■趣味: 季節のお花めぐり、
森林浴
■性格: 明るく
フットワークが良い



ご自宅でお困りごとやご不安はございませんか? セコム・ホームセキュリティで皆様の安心・安全な暮らしのサポートをいたします。使い方はとっても簡単! お気軽にご相談ください。

セコム・メディカルクラブ

耳より
情報!

セコムでは契約された方への生活安心サービスとして「セコム・メディカルクラブ」を設けています。24時間365日豊富な経験を持つ看護師が対応する電話健康相談サービスや、医療機関情報の検索サービスなど、健康に役立つ情報を契約者の方々に提供しています。わざわざ病院に行くほどではないけれど、健康上のちょっとした不安があるときなどこのサービスをご利用ください!

《お知らせ》

どの支部の行事でも参加できます。事前に連絡ください。

東日本支部 暮らしのよろず相談会

▽日時…6月20日(木) 10時～15時

7月20日(土) 10時のみ

※毎月20日に行います

▽会場…りすシステム東日本支部(本部)

北の丸ガラスゲート1階

▽担当…

森 妙子(消費生活アドバイザー)

生前契約スーパーバイザー)

松島如戒(不動産コンサルタント)

杉山 歩(りすシステム代表理事)

末藤康宏(りすネット不動産事業部 部長)

宅地建物取引士

福祉住環境コーディネーター)

▽締切…1週間前までにお申込みください

東日本支部 法律相談

▽日時…6月24日(月) 13時～15時

7月17日(水) 13時～15時

▽会場…りすシステム東日本支部(本部)

北の丸ガラスゲート5階

▽担当…長谷川範子弁護士

▽締切…1週間前までにお申込みください



東日本支部 りすセンター・新木場見学会

▽日時…6月12日(水) 13時30分～

7月12日(金) 13時30分～

※毎月12日に行います

▽締切…前日までにお申込みください

※新木場駅から送迎の用意があります

※Ai(死亡時画像診断)装置の見学もできます

西日本支部 談話サロン

▽日時…6月23日(日) 12時～14時

7月23日(火) 12時～14時

▽会場…りすシステム西日本支部

▽参加費…500円(軽食をご用意します)

▽締切…3日前までにお申込み下さい



西日本支部 法律相談

▽日時…6月19日(水) 13時～15時

7月17日(水) 13時～15時

▽会場…りすシステム西日本支部

▽締切…1週間前までにお申込みください

※定員になり次第、締め切ります

例会・サロン・説明会

北海道支部 例会

▽日時…6月6日(木) 11時～

▽集合…札幌市民交流プラザ1階

エスカレーター前に11時集合

▽会場…RESTAURANT DAFNE

(レストランダフネ)

▽参加費…3000円 ▽締切…5月31日(金)

※お申込みの方に詳細をお知らせします

※りすシステム代表・杉山も参加します

大支部 うたごえサロン

▽日時…7月22日(月) 13時～15時

▽会場…カラオケLAGULA

▽参加費…600円 ▽締切…7月19日(金)

生前契約説明会 私のおぼえがき講座

熊本会場

●会場：くまもと県民交流館パレア
〒860-8554

熊本市中央区手取本町8番9号
テトリアくまもとビル 9階 会議室9

● 生前契約説明会

6月19日(水)、7月17日(水)
各回13時30分～15時(開場13時)

● 私のおぼえがき講座

開催随時、要予約

第107回

日本水彩展 鑑賞会 & 食事会 6月7日(金)



りす倶楽部の表紙画でおなじみ、弁護士・日本水彩画会会員の福井大海先生にご案内いただく恒例の『日本水彩展鑑賞会』を開催します。鑑賞会後、福井先生を交えての食事会を行います。皆様のご参加をお待ちしております。

会場：東京都美術館（上野）
 集合：美術館正門前 10時集合
 食事会：上野精養軒
 参加費：3,000円（入場料・昼食代）
 締切：定員になり次第、締め切ります
 ※お申込みの方に詳細をお知らせします



地方巡回展 鑑賞会 & お茶会 各回 13時開始 参加費 1,000円（お茶代）



上野展終了後に開催される地方巡回展の鑑賞会も、福井大海先生にご案内いただきます。鑑賞後は先生を囲んでのお茶会です。りすシステム代表・杉山も全日程に参加します。お申込みの方に詳細をお知らせします。

仙 7月8日(月)

台 会場：せんだいメディアテーク

名古屋 7月17日(水)

会場：愛知県美術館

広 8月9日(金)

島 会場：福屋八丁堀本店 8階催場

神 9月6日(金)

戸 会場：兵庫県立美術館王子分館

松 9月20日(金)

山 会場：愛媛県美術館

熊 10月2日(水)

本 会場：熊本県立美術館 分館



支部



活動記

北海道・北日本支部

▼自宅に一人で暮らすSさん（83歳・男性）から、白内障の通院サポート・手術立会いの依頼がありました。

片眼ずつ2回に分けての日帰り手術ですが、自宅からクリニックまでの交通の便が良くないことから、それぞれの手術の数日前から術後の診察が終了するまで、近隣のホテルに滞在することでした。

手術日は両日とも滞在ホテル近くの駅で待ち合わせ、列車、タクシーを乗り継いでクリニックへ向かいました。看護師から当日の流れの説明を受け、手術終了まで待合室で待機。手術は30分ほどで終了し、安静の後、看護師から術後の注意を聞きました。

費用を支払い、クリニック敷地内の薬局で薬を受け取り、待ち合

わせた駅までお送りしてサポート終了。片方の眼のみでの歩行なので、転倒等がないよう注意しながらのサポートでした。

両眼の手術が終ってから1週間ほど後、Sさんから連絡がありました。

「先日は手術に付き添っていただき、ありがとうございました。まだ視力は安定していませんが、自宅に戻ってきました。今後は地元の眼科で治療を続けます。先ずはご報告とお礼まで」



東日本支部

▼一昨年の4月、Hさん（54歳・男性）が入院している病院の相談員から、Hさんの件で出張説明の依頼がありました。以前その病院に、りすシステムの利用者が入院していたことがあり、電話を下さったとのことでした。

出張説明当日、Hさんと相談員にお会いしました。Hさんはバイク走行中の事故で脊髄を損傷し、重度四肢麻痺・両上下肢機能全廃（首から下が全く動かず、現在の医療水準では回復は望めない状態）でした。

両親は既に他界しており一人っ子で、連絡を取り合うような近い親族もいないとのこと。一戸建ての持ち家に一人で暮らし、アルバイトを掛け持ちして生計を立てていました。

事故当日は仕事を終えて帰宅し、その後バイクで外出した際に乗用車と衝突したようです。相手方の不注意が原因でしたが、事故後の手続きがまったく進んでおらず、入院費用も支払われていないとのことでした。

気管切開をしているHさんとの会話は困難でしたが、意思の疎通は可能だったので、申込みと同時に公正証書作成に取りかかることのできる「総合保証パック」の説明をし、Hさんの承諾を得ました。

医師に、判断力を有する証明としての診断書を作成してもらって、公証人に相談したところ、病院へ出張してもらえることになり、無事、公正証書による契約を済ませました。

契約後、交通事故の損害賠償請求手続き、自宅の貴重品回収、ライフラインの停止、医療費・税金・保険料の支払い、各種契約の解約・退会、障害年金の申請等、さまざまな手続きのサポートを行いました。

半年が経過した頃、Hさんの意思を確認するため改めて面談を行いました。その時点でHさんはスピーチカニューレを装着し、ちよつとした会話が可能となりました。

終末期医療に対する考え方や、お墓、自宅の片付け・処分のことなどをお聞きし、スタッフが代筆で書類を作成しました。

最初はお話が聞き取りづらく、相談員に聞き取りを手伝ってもらいましたが、Hさんの伝えたいと

いう必死さからか、次第に言葉がはつきりしてきて、帰り際には感謝の言葉をかけて下さいました。

今年に入って長期療養ができる病院へ転院することになり、付き添いました。

今後のサポート体制を検討していた矢先、担当看護師から、「食事が摂れなくなっていますが、本人は治療を拒否しています。医師も本人の意思を尊重する意向です」との連絡がありました。

Hさんが旅立ったのは、その3日後のことでした。

若くして突然の不運に見舞われたHさん。最後は静かにお経をとる日々を過ごされ、その胸中は計り知れません。

どうぞ安らかに眠り下さい。

中部日本支部

▼4月末日、Nさん（85歳・女性）から緊急コールがあったと、本部から支部に連絡が入りました。

「Nさんが体調不良を訴え、かかりつけ医を受診中です。アドバイザーと連絡が取りたいとおっしゃっています」とのことだったので、折り返し病院に電話し、1時間ほどで病院に到着できる旨を伝え、急行しました。

病室でお会いしたNさんは点滴治療を受けており、私に気づくとほっとされました。一人暮らしのNさんは、自宅でもまいと吐き気をおぼえ嘔吐、治まる気配がないのでタクシーを呼び、病院へ向かったそうです。

検査の結果、これといった異常はなく、点滴の効果もあったのか、「家に帰りたいです」と言われるまでに回復しました。

しかし看護師から、「めまいは繰り返すことがあります。念のためこのまま入院し、明日、主治医

と相談しましょう」と言われNさんも納得、大事をとって入院することになり、りすで入院保証の手続きをし、服薬中の薬を自宅へ取りに行きました。

翌日看護師から、「退院できます。タクシーで帰宅するので、付添いは不要のことです」と連絡がありました。

Nさんからも、「この度はお世話になりました。退院の許可が出たので、タクシーで帰ってきました」と電話があり、一安心しました。

西日本支部

▼2005年にりすシステムと契約したAさん夫妻（ご主人92歳・奥さん94歳）。

先月ご主人から、相談したいことがあるので事務所へ伺いたいと、少し慌てた様子の電話がありました。



お話を聞くと、「昨年通販でサプリメントを購入した記憶があるのですが、この件で文書が届きました。『サプリメント購入代金が未収となっているので、担当弁護士が未収金回収のため自宅に伺う。未収金の件は弁護士に任しているの、今後は弁護士と打ち合わせるように』と書いてあります。訪問日が明日のことですが、どうしたらいいでしょうか」とのこと。請求書の類は同封されていないようでした。

そこで、「明日弁護士を名乗る人物が来ても一切対応しないで下さい。何かあれば、りすへ電話して下さい」とお伝えしましたが、翌日は誰も来なかったそうです。

数日後、見守り訪問で自宅へ伺いました。「心配ごとがあれば、すぐ相談できる場所があるの、ありがたい」とおっしゃっていただき、お二人とも持病はあるものの、ヘルパーの支援を得ながら穏やかに、寄り添うように暮ら



している様子で、今後も契約家族として、お二人の暮らしをサポートしていくことをお伝えしました。

振り込め詐欺が疑われる場合や、高利息の私募債発行の勧誘、記憶のあいまいな購入品の支払い督促など、自身で判断できない場合はご相談下さい。法律の専門家による対応も可能です。



中国支部

▼一戸建ての自宅で一人暮らしをしているMさん（75歳・女性）から、電話がありました。

「50歳で退職し、その後就職しなかったので年金が少なく、老後が心配。そこでリバースモーゲージ※を検討しようと思い、銀行に相談に行きました。保証人が必要とのことだったので、りすシステムと公正証書契約を結んでいることや、遺言を作成していることを

伝えました。銀行で前向きに検討してもらえたことになったので、その際はよろしく願います。

今の家は築50年なので審査が通れば解体し、4階建てから2階建てにして、死ぬまで自宅で暮らしたいと思っています」とのことでした。

数日後Mさんから、審査が通ったとの連絡が入りました。Mさんによると、契約書類は郵送でのやり取りではなく、りすシステムの代表が直接出向いて手続きをすることが条件とのこと。そこで、東京支店で手続きができるよう便宜を図ってもらい、現在、手続き中です。

後日Mさんから電話がありました。「お陰様で、ずっと自分の家で過ごすことができます。健康に気をつけて、新しい家づくりの計画を立てます。建て替えは銀行の担当者が相談につてくれ、建て替え期間中の住居も探してくれるそうです。本当にありがとうございます」

※リバースモーゲージとは、自宅（持ち家）を担保にして、そこに住み続けながら金融機関から融資を受けられる、主にシニア層向けの融資制度です。死亡後は自宅を売却して、その代金を融資の一括返済に充てます。金融機関によって審査の条件や取扱商品が異なりますが、高齢者の所有する自宅を担保とし、リフォーム資金や高齢者施設への入居一時金等に利用できるローンのことで、推定相続人全員の同意が必要になります。

四国支部

▼25日の「なんでも談話室」に参加されたOさん（70歳・男性）から、入居している施設のことで相談がありました。

「施設の造りは立派で快適ですが、その分費用がかさみ、このまま住み続けたら、いつか資金が底をついてしまうのではないかと不安です。今より安い費用で暮らせるところに転居したいと思うので、探していただけませんか。市内で交通の便の良いところを希望

します」とのことでした。現在Oさんは1LDK（40㎡）の部屋に暮らし、家賃、管理費、食費（夕食のみ）と光熱費で21万円ほど支払っているそうです。以前は自宅マンションで暮らしていましたが、心臓が悪いので、見守りと食堂のあるところに転居したとのことでした。

相談を受け、まずはケアハウス（軽費老人ホームC型）を提案しました。入居条件の低所得者に合致するかがネックですが、国の助成制度が利用できるため、費用負担が比較的軽い施設です。

一般型は60歳以上の高齢者、または夫婦のどちらか一方が60歳以上で、食事や洗濯などの介護サービスが受けられます。その他、自分で身の回りの世話ができる、身寄りがない、共同生活に適應できる等が条件となります。

入居の初期費用は約30万、家賃、食費、光熱費等を含めて月7万円（13万円ほど）。その他の条件は地域や施設によって様々です。

ケアハウスの入居条件がOさんに当てはまり、ここでの暮らしがOさんの希望に沿うようなら、ケアハウス探しのお手伝いをするにとし、条件や希望に合わなければ、今より費用負担の軽い、他の施設を探す予定です。

九州支部

▼本誌第260号・2018年4月号で紹介した、Kさん（80歳・女性）のその後です。

圧迫骨折を数回繰り返したことが原因で、自立から要介護2となったKさんは、住んでいたケアハウスから転居の要請があり、数ヶ所の施設の見学に付添いました。その中からKさんの希望に沿ったところが見つかったので申し込み、順番を待っています。

先月、Kさんの姪御さんから、「Sさんが亡くなりました。K叔母は覚えているでしょうか」との連絡があり、企画書の連絡者名簿を確認したところ、「S（従姉）」とあったので、ケアハウスの相談

員からKさんに伝えてもらいました。

Kさんは、「覚えています…」と涙を流し、「お参りには行けなけれど、お香典を渡して欲しい」との依頼がありました。

この旨を姪御さんへ連絡したところ、「父（Kさんの実兄）宛に送っていただけですか」とのことだったので手配しました。

その後、姪御さんから、Sさんの葬儀が終わったとの報告をいただきました。

「会葬礼状と返礼品をK叔母へ届けたいのですが、父が緊急入院することになり多忙です。お手数ですが、りすさんからK叔母へ渡していただかせませんか」と依頼され承諾したところ、丁寧なお手紙が添えられた会葬礼状と返礼品が事務所に届き、定期訪問の際にKさんにお渡ししました。その後、Kさんは食欲もあり、精神的にも安定していましたが、両脚の浮腫が顕著になり、週3回の在宅マッサージでは改善せず、

介護保険の訪問看護へ切り換えました。

しかし、皮膚の状態の悪化で入院・治療することになり、入院の手続きをし、主治医の説明を聞いて看護計画に同意しました。

また、現在の状態を踏まえケアハウスの相談員と話し合い、退院後は順番待ちの施設ではなく、介護付有料老人ホームへの転居を検討することになりました。

これからも契約家族として、Kさんに寄り添っていきます。

▼Fさん（58歳・男性）は、かなりハードなお仕事をしている現役の会社員。閑静な住宅街の一戸建てに一人で暮らし、火災・防犯のセコムも設置済みです。

説明会参加から公正証書作成まで4ヶ月とスピーディーに進んだFさんは、りすシステムと提携している「セコム・ホームセキュリティ」に関心を示し、設置済みのセコムのバージョンアップを希望、そちらの契約も済ませました。センサーによる安否見守りサー

ビス、マイドクターが付加され、「より安心・安全な生活ができてうです」とおっしゃっています。

九州支部では、定期的なセコム説明会は開催していませんが、ご希望があれば資料を送付します。最寄りのセコムショップで説明をお聞きいただくことも可能ですので、ご相談下さい。



大分支部

▼大型連休直前、Cさん（92歳・女性）が入居しているサービス付き高齢者向け住宅の看護師から電話がありました。

「今朝Cさんが部屋のトイレの前で倒れていたのですが、ベッドに運びました。ここ1週間ほど食欲もなく、体力も落ちています。連休中に何かあったら対応できないので、かかりつけ医を受診してもらえませんか」とのことでした。

施設を訪問したところ、Cさんは力なくベッドに横たわっていました。「さむい、お水がほしい」と言われたので、着替えを手伝い、ストローで少しずつお水を飲んでもらいました。

運ばれてきた昼食は、ご飯とみそ汁を少し口にただけでしたが、デザートのみかんは丸ごと食べるなど、やや回復してきた様子。念のため、かかりつけ医を受診しましょうと伝えましたが、「今日は行かない」とのことで、いったん帰所しました。

夕食の時間帯に再訪問したところ、昼間より顔色がすぐれず、トイレに行くのもつらそうでした。食欲もなく、水を飲んでも戻してしまいう状態だったので、施設と相談して救急車を手配し、救急病院に搬送しました。

搬送先の病院で低カリウム血症と診断され、医師から、「脱水症状もあるので、すぐに点滴をします」と言われましたが、Cさんはそれを拒否。医師の質問にもうま

く答えられず、混乱している様子でしたが、繰り返し説明すると徐々に落ち着きを取り戻し、点滴に同意しました。

医師から、「一晩だけ入院してもらい、明日、かかりつけ医を受診して下さい。入院中に迷惑行為などがあつた場合、りすシステムが引き受けるという同意をお願いします」と言われ、身元引受保証人として同意書にサインし、入院保証の手続きを行いました。

翌日、退院手続きと支払いを行い、その足でかかりつけ医を受診。あいにく主治医の院長が不在だったので、その日は点滴治療しか受けられませんでした。

点滴の時間を利用して施設を訪問し、部屋の掃除とベッドのシーツを交換していたところ、点滴中のCさんから、「夕食にお肉が食べたい」とのリクエストがあり、買い物に行き用意。夜間はオムツを使用し、施設側に面倒をみてもらいました。

翌朝施設を訪問し、着替え、食

事の介助を行い、かかりつけ医を再受診しました。主治医の院長から、「入院・治療が必要ですが、連休中のため、受け入れができません」と言われたので事情を説明し、受け入れ可能なK病院・院長宛の紹介状を作成いただきました。

その日のうちにK病院を受診。院長の診察を受け、入院手続きと売店・クリーニング利用の手続きをし、入院に必要な物を購入しました。

また事務局から、「後期高齢者医療限度額適用認定証」の手続きについてアドバイスがあり、「連休明けの手続きでは4月分の支払いに適用できないので、今日中に申請してはどうか」とのことです。すぐ市役所で申請し、「適用区分：現役1」の認定証の交付を受けました。

K病院での検査が終了し、Cさんが病棟の個室に入ったのは午後3時。開口一番、「お腹がすいた。おにぎりが食べたい」と言われ、

買ってきたおにぎりを1個、美味しそうに頬張りました。すっかり食が細くなっていたCさんでしたが、この日は夕食も喜んで食べていたとのことでした。

数日後、病院から、「今のところ、何の問題もありません。個室から移動する際には連絡します」との報告を受け、一安心しています。



入居中の施設からは、退院後の受け入れは困難と言われており、介護保険の区分変更の手続きを行い（現在は要介護1）、退院後の生活について、Cさん、主治医、ソーシャルワーカー、ケアマネージャー、りすシステムで検討しています。

Cさんが安心して暮らせる施設が一日も早く見つかるよう、今後契約家族としてサポートを続けます。



地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



人気のカラーです！



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」へ寄附いたします。ご協力よろしくお願いいたします。通信販売も承ります。ご希望の方は0120-889-443までご連絡下さい。

Tシャツ

■定価：2,000円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ピンク・イエロー・ライトグリーン・ライトブルー

ポロシャツ

■定価：2,500円（税・送料込み） ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について

私たちの生命を育んでくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。



NPO りすシステム
NPO 地球に恩返しの森づくり推進機構

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九（ゼロイチキキュウ）
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄附をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)	小松 克美さん (東京都葛飾区)	丸山 龍郎さん (福岡県福津市)
榎本 ゆりさん (神奈川県横浜市)	小峰 多美子さん (埼玉県入間郡)	宮平 茂さん (東京都江東区)
小幡 昌久さん (東京都北区)	澁沢 弘美さん (東京都東村山市)	村岡 彌太郎さん (大分県大分市)
小幡 伸子さん (東京都北区)	関本 富夫さん (大阪府岸和田市)	村岡 美代さん (大分県大分市)
木野島 千恵さん (東京都三鷹市)	畑中 百枝さん (千葉県白井市)	米澤 光子さん (東京都練馬区)
小松 和男さん (東京都葛飾区)	平井 昂希さん (東京都練馬区)	

50音順

※ 2019年4月1日～4月30日の期間、17名の方から寄附をいただきました。
※ 内田 タエ子さんが 1000 ポイントを達成されました。



● なんでも談話室 ●

◎なんでも談話室は、開催時間中ならいつでも自由に参加できます。

北海道支部	※6月6日(木)は例会です。詳しくは8ページのお知らせをご覧ください。 日時：7月6日(土) 11時～15時 会場：北海道支部事務所
北日本支部	日時：6月30日(日) 11時～15時 日時：7月30日(火) 11時～15時 会場：北日本支部事務所 会場：北日本支部事務所
東日本支部	日時：6月18日(火) 11時～15時 日時：7月18日(木) 11時～15時 会場：北の丸ガラスゲート1階 会場：北の丸ガラスゲート1階
中部日本支部	日時：6月10日(月) 13時～15時 日時：7月10日(水) 13時～15時 会場：中部日本支部事務所1211号室 会場：中部日本支部事務所1211号室
中国支部	日時：6月1日(土) 13時～15時 日時：7月6日(土) 13時～15時 会場：中国支部事務所 会場：中国支部事務所
四国支部	日時：6月25日(火) 13時～15時 日時：7月25日(木) 13時～15時 会場：四国支部事務所 会場：四国支部事務所
九州支部	日時：6月29日(土) 13時～15時 日時：7月29日(月) 13時～15時 会場：九州支部事務所 会場：九州支部事務所
大分支部	日時：6月24日(月) 13時～15時 ※7月22日(月)はうたごえサロンです。詳しくは8ページのお知らせをご覧ください。 会場：大分支部事務所

● 談話サロン ●

西日本支部	日時：6月23日(日) 12時～14時 日時：7月23日(火) 12時～14時 会場：西日本支部事務所 会場：西日本支部事務所 詳しくは8ページ参照 詳しくは8ページ参照
-------	--

● 生前契約説明会・私のおぼえがき講座 ●

支部	電話番号	生前契約説明会		私のおぼえがき講座	
北海道支部	011-756-4165	5日(1月休み)	13:30～15:00	随時開催	
北日本支部	022-797-2072	2日(1月休み)	13:30～15:00	随時開催	
東日本支部	0120-889-443 03-3511-3277	10日 会場：九段下	11:00～13:00 14:30～16:30	15日 会場：九段下	11:00～12:30 14:30～16:00
		24日(3・9月休み) 会場：巣鴨	13:00～15:00		
		6月7日、7月4日 会場：横浜	10:30～12:30	6月27日、7月26日 会場：横浜	10:30～12:30
中部日本支部	052-569-2254	25日	13:00～15:00	随時開催	
西日本支部	06-6809-2289	7日	10:30～12:00 14:00～15:30	26日	10:30～12:00 14:00～15:30
中国支部	082-568-1585	28日	10:30～12:00	随時開催	
四国支部	089-933-5670	25日	11:00～12:30	随時開催	
九州支部	092-738-2718	24日	13:30～15:00	随時開催	
大分支部	097-538-6263	27日	13:30～15:00	随時開催	

※くまもと県民交流館パレアでも「生前契約説明会」「私のおぼえがき講座」を開催します。詳しくは8ページを参照ください。

例会・見学会・談話サロン・法律相談のお申込み先

 0120-889-443

生活支援テレホン

 0120-332-206

24時間365日いつでも りすセンター・新木場

 0120-373-959 (海外からご利用の場合) +81-3-3522-5660